

令和8年度千葉県妊活健診支援事業に係る妊活アプリと連携した広報周知業務 委託仕様書

千葉県（以下「委託者」という。）が本業務委託受託者（以下「受託者」という。）に委託する内容は、次のとおりとする。

1 名称

令和8年度千葉県妊活健診支援事業に係る妊活アプリと連携した広報周知業務
委託

2 目的

こどもを希望し、これから妊活に取組み始める者に対して、千葉県妊活健診支援事業について、効果的な広報啓発を行うことを目的とする。

3 委託期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

4 委託内容

（1）自社の妊活アプリと連携した広告

ア ターゲット

Web サイトの検索機能で「妊娠」や「出産」、「妊活」を検索するなど、妊活を意識する層とすること。

イ 内容

（ア）自社の妊活アプリ内に委託者が行う妊活健診支援事業について、ランディングページやタイアップページ（以下、LP 等という。）を作成し、広報周知を行うすること。

（イ）（ア）で作成した LP 等に、委託者が別に作成する妊活健診支援事業プラットフォームにリンク設定するなどの誘導を行うこと。

URL：構築中のため、決定次第別途通知する。

（ウ）制作物は、LP 等を作成し、全ての制作物については、いずれも、コンセプトやイメージについて、委託者と協議の上決定すること。

（エ）配信は、アのターゲット層とすること。

ウ 掲載期間

受託者と協議によって決めた日から令和9年3月31日までを予定とするが、委託者と協議の上、日程を設定する。

エ 効果の測定

掲載期間中と掲載終了後の少なくとも三回程度、閲覧数等の効果がわかるローデータを提出すること。提出の時期や内容は、委託者と協議の上決定

すること。

また、広告の効果を見ながら、必要に応じてターゲティングや媒体、配信素材等を改善し、最適な広告の運用に努めること。

オ その他

(ア) LP等の内容や配信方法等で効果的なものがある場合は、協議の上で提案の採用について決定すること。

(イ) 運用及び配信等の手続は受託者が行うこと。

(ウ) その他本業務を実施する上で、必要となる事項については委託者と協議の上決定すること。

(2) その他本業務に付随する業務

本業務に付随する業務が発生する場合は、必要に応じて委託者と協議の上で進めることとする。

5 著作権・肖像権等の取扱いについて

業務委託に基づき作成される成果物等の著作権・肖像権等に関する取扱いについては、以下に定めるとおりとする。

(1) 本業務により委託者に対し納品した成果物及び素材映像について、受託者は著作者人格権の行使を行わないものとする。

(2) 本業務のために新たに作成した素材映像、画像、アニメーション、イラスト、デザイン、映像等（本業務のために新たに撮影した写真等で成果物に使用しなかったものも含む）の著作権は、委託者に帰属する。ただし、成果品に受託者又は他者がすでに著作権を保有しているもの（以下「著作物」という。）が組み込まれている場合、当該著作物の著作権は、なお受託者又は他者に帰属するものとする。この場合、受託者又は他者は委託者に対し、当該成果品を委託者が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく使用を無償で承諾するものとする、ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は、該当項目及び理由を示し、別途協議すること。なお、複製権、改変権についても同様とする。

(3) 作成物が、他者の著作権・肖像権・所有権等を侵すものでないこと。

6 納品物件に関する責任の所在

本業務にかかるすべての納入物品については、受託者が最終的な責任を負うこと。

7 その他留意事項

(1) 業務の実施

ア 本業務を着手するに当たり、委託者に業務計画書を提出し、委託者の承諾を受けるものとする。

イ 委託業務の実施に当たっては、委託者と必要な協議及び打ち合わせを十分

に行い、その指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。

(2) 委託料

本業務の実施に要する一切の経費は、委託料に含むものとする。

(3) 再委託

ア 本件受託者は、本件受託業務の全部を第三者に再委託してはならない。

ただし、受託業務の一部の再委託について、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

イ 受託者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対し、本仕様書に定める受託者の義務と同様の義務を負わせるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果に対して責任を負うものとする。

(4) 仕様変更

本件受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得ること。

(5) 成果物

ア 作成した広報物（ロゴ、バナー等）や撮影した写真データ等

イ 広告掲載媒体・回数や広報の効果（掲載期間中と期間後の少なくとも三回測定）がわかるローデータとし、Excelで提出すること。

ウ その他本事業の実施に係る状況報告及び実績報告

(6) 納入期限要件

成果物の具体的な納入期限は、委託者が受託者と打ち合わせの上、決定する。

(7) 実施要件

ア 業者決定通知後、速やかにミーティングを開催し、事業実施スケジュール等をもとに体制、スケジュール、役割分担について委託者へ説明を行うこと。

イ 業務完了までの進捗管理、工程管理を行い、委託者へ定期的に報告を行うこと。

(8) 実施体制

受託者は、受託業務を円滑かつ確実に運営するため、契約締結の後、速やかに受託業務における責任者を指定すること。

(9) 守秘義務について

受託者は、業務上知り得た機密を、業務委託期間中はもとより、業務が完了した後においても、第三者に漏えいしてはならないものとする。

(10) 記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従うこと。

(11) 書類等の整備

ア 受託者は、本業務の実績を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、業務が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

イ 受託者は、委託者が求める場合にあっては、業務に関する会計帳簿等の写しを委託者に提出すること。

(12) その他

本仕様書に記載内容の疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。